

滋賀県立石山高等学校 部活動のあり方に関する方針

(1) 本校部活動のあり方についての基本的な方針

「滋賀県立石山高等学校 部活動のあり方に関する方針」は、本校の多様な部活動のあり方を尊重しつつ、県の「部活動の指導について」(平成 30 年 7 月改訂 滋賀県教育委員会)に示された「部活動のあり方についての方針」に原則として基づく。

(2) 本校部活動の意義

本校の教育方針に基づき、部活動においても「自主自律」の精神と「高きを上げ」の志を持った人間性豊かな生徒を育成することを目標とする。各部活動および同好会は、生徒会組織の中に位置づけられ、生徒会会則においても、創立以来「自主自律」の精神をモットーに生徒の主体性を尊重した活動が求められている。

(3) 活動時間 (下校時間・休養日等)

①下校時間

	部活動終了時刻	一般生徒の下校時刻	完全下校時刻
平日	19:00	17:00	19:30
土・日・祝日 長期休業中	16:30	指定日以外登校禁止	17:00

※考査 1 週間前および考査中：原則禁止。ただし、考査 1 週間前から数えて 1 か月以内に公式試合がある場合は、職員会議の承認を得て放課後 1 時間程度行うことができる。

②休養日：原則として週 1 日、週休日・祝日は月 2 日程度を休養日とする。

※ただし、大会等の日程や施設利用上の関係で、上記の休養日が確保できない場合があるため、その前後で活動時間や休養日を調整するなどして、年間を通してバランスのとれた活動となるよう留意する。

(4) 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等

生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加・出場する大会等の精査に努め、バランスの取れた活動となるようにする。

(5) 体罰の防止及び安全対策・熱中症対策

①体罰の防止

部活動は教育の一環であり、成果や結果を残すことのみならず、生徒に感動を与え、成長を促すとともに、学校生活の充実を図るための教育活動として逸脱することのないよ

う、適切に実施する。

管理職・顧問・その他学校関係者は、体罰は決して許されないものであるとの認識をもつとともに、組織的な指導体制の構築により未然防止に努める。

②安全対策

生徒の事前の健康状態の把握、施設設備の点検、気温・湿度等の十分な把握を行い、安心・安全な活動環境の整備に努める。また、救急処置の明確化や関係者への連絡体制の確立など、計画段階から十分に安全対策を講じておく。

③熱中症対策

気象庁が発表する情報や環境省熱中症サイト上の暑さ指数（WBGT）等の情報に基づいて、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等が必要な場合は柔軟に対応する。

また、活動前・中・後のこまめな水分塩分補給と適切な休憩時間の確保、生徒への健康観察などにより健康管理の徹底に努める。

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、体温の冷却や病院への搬送等、迅速な応急手当を実施する。

付則

平成30年4月1日より施行する。

令和元年9月1日より一部改正する。